

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 4 年 1 月 22 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務名及び業務番号

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託（流 5 洛西第 13 号の 1）

桂川右岸流域下水道雨水幹線（北 2，3 号、南幹線）運転管理業務委託  
（流 5 桂川右岸雨水第 13 号の 4）

### (2) 業務場所

洛西浄化センター  
長岡京市勝竜寺樋ノ口地内

### (3) 業務概要

運営管理業務、運転操作業務、監視業務、機器及び設備の保守点検業務、水質管理及び水質試験業務、施設管理業務及び物品調達業務等  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。ただし、契約日から令和 5 年 3 月 31 日までは業務開始準備期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までは業務引継期間とする。

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1  
京都府流域下水道事務所総務課  
電話番号（075）954-1877  
ファクシミリ番号（075）955-2224

### (2) 入札説明書等の交付期間等

#### ア 交付期間

令和 4 年 11 月 22 日（火）から令和 4 年 12 月 23 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

#### イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（1社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあっては(1)に掲げる要件を、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件をそれぞれ全て満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「ビル管理等」 一小分類「特殊施設管理」

イ 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る活性汚泥法による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が1日当たり10万立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた運転管理業務について、下水道法に規定する高度処理（一部高度処理を含み、高度処理オキシデーションディッチ法を除く。以下同じ。）による元請けとして平成20年4月1日以降に1年以上の契約履行実績（令和5年3月末完了見込みを含む。）を有する者であること。

ウ 緊急時の初期対応として、1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

エ 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括者の実務を1年以上又はオに定める副総括責任者の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に10年以上（そのうち5年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

オ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又はカに定める主任の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上（そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

カ 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、高度処理の終末処理場の維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上（そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「主任」という。）を業務場所に専任で3名以上配置することができる者であること。

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

ク 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

## (2) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。
- イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30パーセント以上、3者の場合はそれぞれ20パーセント以上であること。
- ウ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のウの要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の代表者及びその他の構成員に必要なもの
  - (ア) 構成員全てが(1)のア、キ及びクの要件を満たすこと。
  - (イ) 構成員全体として(1)のカの要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の代表者に必要なもの
  - (ア) (1)のイ及びエの要件を満たすこと。
  - (イ) 副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
  - (ウ) 主任を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
  - (エ) 出資比率がイのその他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- カ 共同企業体のその他の構成員に必要なもの
  - (ア) 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、元請けとして平成20年4月1日以降に1年以上同一の終末処理場での契約履行実績（令和5年3月末完了見込みを含む。）を有する者であること。
  - (イ) 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又は(ウ)に定める担当業務の責任者の実務を2年以上経験した者で、下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
  - (ウ) 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

## 5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、共同企業体にあつては、当該共同企業体の代表者が構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (1) 提出期間

令和4年12月22日（木）及び令和4年12月23日（金）

### (2) 提出場所

2の(1)に同じ。

### (3) 提出方法

#### ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時15分までの間（正午から午後1時までを除く。）

に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着させること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

イ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていない者で入札に参加しようとするものは、次により登録審査を受けることができる。詳細については、問い合わせすること。

(ア) 登録に関する文書の入手先

原則として、国土交通省近畿地方整備局ホームページ (<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/town/gesui/ichiran.html>) からダウンロードすること。

(イ) 登録関係書類の提出場所及び問合せ先

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館1階

国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課管理係

電話番号 (06) 6942-1141 (代表)

ウ 4の(1)のイに掲げる資格を有していない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 提出期限

令和4年12月9日(金)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格審査に関する文書の入手先

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5430

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年1月26日(木)午前10時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年1月25日(水)午後4時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。また、入札時に(4)に示す委託費内訳書を提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア 委託費内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

イ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(9) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(イ)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

#### (11) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成 31 年京都府公営企業管理規程第 2 号）第 113 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- 7 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 8 契約書作成の要否  
要する。
- 9 入札保証金  
免除する。
- 10 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 11 契約保証金  
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- 12 その他
  - (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
  - (2) 詳細は、入札説明書による。
  - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
  - (4) 令和 5 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

#### 13 Summary

##### (1) Content of service:

Comprehensive maintenance service at Katsura River Right Embankment Regional Wastewater

Treatment Plant and Rainwater Mainline for Katuragawa River Right Embankment Regional Wastewater.

(2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 AM on Thursday, December 22, 2022 to 5:15 PM on Friday, December 23, 2022

(3) The time, date and place for submission of tender and the opening of tender:

10:00 AM on Thursday, January 26, 2023

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

(4) Deadline for tender by direct delivery or mail:

4:00 PM on Wednesday, January 25, 2023

(5) Contact point for the notice:

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224